

源泉所得税の改正のあらまし

外国居住者等所得相互免除法（日台民間租税取決め）関係

平成 28 年 11 月

国 税 庁

所得税の源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、平成 27 年 11 月 26 日に我が国と台湾双方の民間窓口機関である公益財団法人交流協会（日本側）と亜東関係協会（台湾側）との間で民間取決めとして取り結ばれた「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」（以下「日台取決め」といいます。）に規定された内容を日本国内で実施するため、平成 28 年度税制改正において、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」（昭和 37 年法律第 144 号）が、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」（以下「所得相互免除法」といいます。）に改正され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。

これにより、我が国と台湾との間において租税条約に相当する枠組みが構築され、一定の国内源泉所得に係る源泉徴収に係る所得税（以下「源泉所得税」といいます。）については、租税条約と同様に、所定の手続を経ることで、軽減又は非課税の適用を受けることができることとなりました。

源泉徴収義務者の皆様におかれましては、このパンフレットをご参照の上、適正に所得税の源泉徴収を行っていただきますようお願いいたします。

(注) 1 日台取決めは、民間機関である公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間で作成された取決めであり、日本国が締結した国際約束（条約・協定等）ではありません。

(注) 2 このパンフレットは、平成 28 年 11 月 28 日現在の法令等に基づいて作成しています。

【はじめに】

所得税法上、非居住者に対し、国内において、所得税法第 161 条第 1 項第 4 号から第 16 号まで（又は外国法人に対し、国内において、同項第 4 号から第 11 号まで若しくは第 13 号から第 16 号まで）に掲げる国内源泉所得（自己の居住の用に供するために土地家屋等を借り受けた個人から支払われる賃貸料など一定のものを除きます。）の支払をする者は、その支払の際、所得税を源泉徴収する必要があります。

今般の所得相互免除法の施行に伴い、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払うべき所得税法第 161 条第 1 項に規定する国内源泉所得で源泉徴収の対象とされている所得のうち、一定のものについては、租税条約と同様に、所定の手続を経ることで、源泉所得税の軽減又は非課税の適用を受けることができることとなります。

なお、所得相互免除法は、日台取決めに規定された内容を日本国内で実施するため、所得税法や法人税法といった既存の国税関係法律の特例として措置されたものであることから、所得相互免除法に規定されていないものについては、既存の国税関係法律の規定が適用されることとなります。

ここでは、所得相互免除法の規定により、既存の国税関係法律の特例として、届出書の提出など一定の手続を経ることで源泉所得税の軽減又は非課税の適用を受けることができる国内源泉所得を中心に、その概要を説明しています。

(注) 1 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、所得税を源泉徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収しなければならないこととされています（復興財確法 28①）。なお、所得相互免除法の規定に基づく源泉所得税の軽減の適用を受ける場合には、復興特別所得税は課されないこととされています（復興財確法 33④一）。

(注) 2 所得相互免除法では、申告所得税及び法人税についても、一定の国内源泉所得について課税しないこととされていますが、ここでは源泉所得税の取扱いを中心に説明しています。

1 「恒久的施設」について日台取決めに規定された内容を踏まえ、所得相互免除法において「国内事業所等」を定義することとされました。 【日台取決め：第5条（恒久的施設）関連】

「恒久的施設」について日台取決めに規定された内容を踏まえ、所得相互免除法では、台湾居住者等^(注1)が事業を行う一定の場所等を、新たに「国内事業所等」として定義することとされました（所得相互免除法2六）。

所得税法等の我が国の既存の国税関係法律では、非居住者又は外国法人が事業を行う一定の場所等を「恒久的施設」として規定し、非居住者又は外国法人が支払を受ける国内源泉所得がその非居住者又は外国法人の恒久的施設に帰せられるものであるか否かの区分によりその課税上の取扱いが異なることとされていますが、所得相互免除法では、台湾居住者等が支払を受ける国内源泉所得がその台湾居住者等の「国内事業所等」に帰せられるものであるか否かの区分によりその課税上の取扱いが異なることとなります^(注2)。

(注)1 「台湾居住者等」とは、非居住者又は外国法人で、台湾の法令において、台湾に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他台湾にこれらに類する場所を有することにより、所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされている者をいいます（所得相互免除法2三、所得相互免除法政令3）。

(注)2 人的役務の提供を行う台湾居住者等が支払を受ける国内源泉所得については、その台湾居住者等の「支店等」に帰せられるものであるか否かの区分により、その課税上の取扱いが異なることとなります。なお、「支店等」の意義については、下記【国内事業所等の範囲】の(1)を参照してください。

【国内事業所等の範囲】

「国内事業所等」とは、次に掲げるものをいいます（所得相互免除法2六、所得相互免除法政令4）。

(1) 台湾居住者等の日本国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所（以下「支店等」といいます。）

具体的には、次に掲げる場所とされています。

- ① 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
- ② 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
- ③ その他事業を行う一定の場所（(2)及び(3)に掲げる場所を除きます。）

(2) 台湾居住者等が日本国内において建設作業等（建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で6月を超えて行われるものをいいます。）を行う場所（その建設作業等を含みません。）

(3) 台湾居住者等（役務の提供を内容とする事業を行う者に限ります。）の日本国内にある役務提供場所（台湾居住者等の使用人等が日本国内において一定の役務提供を行う場所をいい、その一定の役務提供を含みます。）

(4) 台湾居住者等が日本国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者（下記【国内事業所等に含まれないものの範囲】において「契約締結代理人」といいます。）

具体的には、台湾居住者等のために、その事業に関し契約を締結する権利を有し、かつ、これを反復して行使する者をいいます。

【国内事業所等に含まれないものの範囲】

次に掲げる場所（台湾居住者等（その台湾居住者等が役務の提供を内容とする事業を行う場合には、その台湾居住者等の使用人等）が(1)①から④までに掲げるいずれかの活動、(2)に規定する活動又は(3)に規定する複数の活動のみを行う場合におけるこれらの活動を含みます。）は、上記【国内事業所等の範囲】の(1)から(3)までに掲げる国内事業所等に含まれないものとされています（所得相互免除法政令4④）。

(1) 台湾居住者等が次に掲げる活動のいずれかを行うことのみを目的として使用する一定の場所

- ① 台湾居住者等に属する物品又は商品を保管し、展示し、又は引き渡すこと。
- ② 台湾居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管し、展示し、又は引き渡すこと。
- ③ 台湾居住者等に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のために保有すること。
- ④ 台湾居住者等が行う事業^(注)のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集すること。

(注) 台湾居住者等が行う事業が役務の提供を内容とする事業である場合には、その事業のために台湾居住者等の使用人等が行う役務の提供に係る事業をいいます。

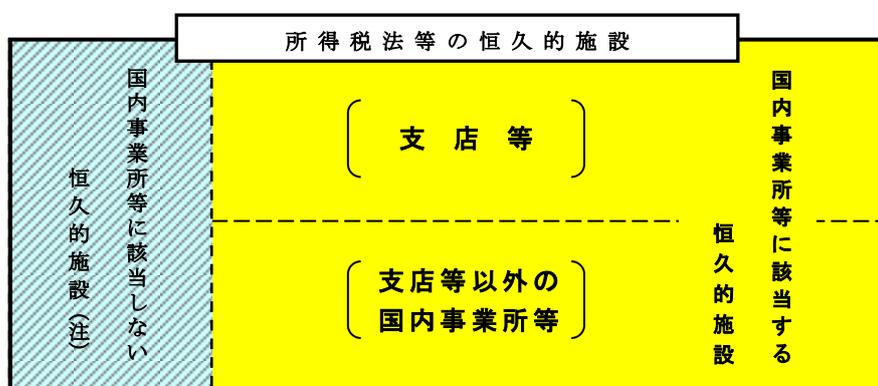
- (2) 台湾居住者等がその事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有する事業上の活動を行うことのみを目的として使用する一定の場所
- (3) 台湾居住者等が(1)①から④までに掲げるいずれかの活動及び(2)に規定する活動のうち、複数の活動を行うことのみを目的として使用する一定の場所（その複数の活動が事業の遂行にとって準備的又は補助的な機能を有する事業上の活動である場合に限り、）

また、次に掲げる者に該当する者は、上記【国内事業所等の範囲】の(4)に掲げる国内事業所等（契約締結代理人）に含まれないものとされています（所得相互免除法政令4⑤）。

- (4) 契約締結代理人が、台湾居住者等の事業に係る業務を、その台湾居住者等に対して独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合におけるその契約締結代理人
- (5) 契約締結代理人の活動が、(1)①から④までに掲げるいずれかの活動、(2)に規定する活動又は(3)に規定する複数の活動のみである場合におけるその契約締結代理人

(注) 上記(1)から(5)までに掲げるものには、所得税法等に規定する「恒久的施設」に該当しないものも含まれます。

<参考図>恒久的施設の範囲の概念図



(注) 例えば、台湾居住者等のために顧客の通常要求に応ずる程度の数量の資産を保管し、かつ、その資産を顧客の要求に応じて引き渡す者や、専ら又は主として台湾居住者等のために継続的に又は反復して、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうちの重要な部分をする者などが該当します（所得税法2①八の四、所得税法施行令1の2、所得相互免除法2六、所得相互免除法政令4④⑤）。

2 配当、利子、使用料について、源泉所得税が軽減又は非課税とされました。

【日台取決め：第10条（配当）、第11条（利子）及び第12条（使用料）関連】

所得相互免除法では、台湾居住者等が受領する国内源泉所得に該当する配当、利子、使用料のうち一定のものについて、次のとおり源泉所得税が軽減され、又は非課税とされました（所得相互免除法15①②）。

【配当】

所得相互免除法では、台湾居住者等が支払を受ける「対象配当」^(注)で国内源泉所得に該当するものうち、台湾においてその法令に基づき台湾居住者等の所得として取り扱われるものに対する源泉所得税の税率（以下「源泉徴収税率」といいます。）は、10%に軽減されました（所得相互免除法15①）。

(注) 「対象配当」とは、内国法人から受ける次に掲げる所得（下記【利子】(注)1(1)に掲げる信用に係る債権から生ずる所得を除きます。）をいいます（所得相互免除法15②一、所得相互免除法政令14⑨）。

- (1) 所得税法第24条第1項に規定する剰余金の配当（次の①又は②に掲げる受益権に係るものを除きます。）、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息その他経済的な性質がこれらに準ずるもの
- ① 所得税法第2条第1項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託以外の同項第15号の2に規定する公社債等運用投資信託の受益権
- ② 資産の流動化に関する法律第230条第1項第2号に規定する社債的受益権
- (2) 所得税法第2条第1項第12号の2に規定する投資信託（同項第15号に規定する公社債投資信託及び同項第15号の2に規定する公社債等運用投資信託を除きます。）又は同項第15号の5に規定する特定受益証券発行信託の収益の分配

なお、対象配当のうち、台湾居住者等の国内事業所等（人的役務の提供を行う非居住者である台湾居住者等にあつては、その人的役務の提供に係る支店等）に帰せられるものについては、軽減措置の適用はありません（所得相互免除法 15②⑥）。

	所得税法	所得相互免除法
配 当	20 %	10 %

【利子】

所得相互免除法では、台湾居住者等が支払を受ける「対象利子」^(注1)で国内源泉所得^(注2)に該当するものうち、台湾においてその法令に基づき台湾居住者等の所得として取り扱われるものに対する源泉徴収率は、10%に軽減されました（所得相互免除法 15①）。

また、台湾の権限のある機関等^(注3)が支払を受ける「対象利子」及び台湾居住者等（台湾の権限のある機関等を除きます。）が支払を受ける「非課税対象利子」^(注4)で国内源泉所得に該当するものうち、台湾においてその法令に基づきこれらの者の所得として取り扱われるものについては、源泉所得税が非課税とされました（所得相互免除法 15②）。

(注) 1 「対象利子」とは、次に掲げる所得（設備若しくは物品の販売又は役務の提供の対価に係る債権から生ずる所得を除きます。）をいいます（所得相互免除法 15②⑨二、所得相互免除法政令 14⑩）。

- (1) 信用に係る債権から生ずる所得（所得税法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する公社債、同項第 10 号に規定する預貯金、貸付金その他これらに準ずる債権から生ずる所得（公社債その他の債券の割増金及び賞金を含みません。）をいいます。）
- (2) 所得税法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する合同運用信託、同項第 15 号に規定する公社債投資信託又は同項第 15 号の 3 に規定する公募公社債等運用投資信託の収益の分配
- (3) 所得税法第 24 条第 1 項に規定する剰余金の配当（同法第 2 条第 1 項第 15 号の 3 に規定する公募公社債等運用投資信託以外の同項第 15 号の 2 に規定する公社債等運用投資信託の受益権又は資産の流動化に関する法律第 230 条第 1 項第 2 号に規定する社債的受益権に係るものに限りません。）
- (4) 所得税法第 161 条第 1 項第 10 号に規定する政令で定める債券の買戻又は売戻条件付売買取引から生ずる同号に規定する政令で定める差益
- (5) 所得税法第 174 条第 3 号から第 8 号までに掲げる給付補填金、利息、利益又は差益
- (6) 租税特別措置法第 41 条の 9 第 1 項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等

(注) 2 この場合における「国内源泉所得」には、下記【所得の源泉地の置換え】により「国内源泉所得とみなされる所得」が含まれ、また、「国内源泉所得に該当しないものとみなされる所得」は含まれないことに留意してください。

(注) 3 「台湾の権限のある機関等」とは、台湾の権限のある機関、台湾の中央銀行及び輸出入銀行（台湾の権限のある機関によりその発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の全部を保有されているものに限りません。（注）4 において同じです。）をいいます（所得相互免除法 15②、所得相互免除法政令 14①、所得相互免除法規則 6⑩）。

(注) 4 「非課税対象利子」とは、対象利子のうち、輸出入銀行によって保証された債務に係る債権、保険の引受けが行われた債権又は間接に融資された債権に係るものをいいます（所得相互免除法 15②、所得相互免除法政令 14②）。

なお、対象利子のうち、次に掲げるものについては、軽減又は非課税措置の適用はありません（所得相互免除法 15②⑥⑦）。

- (1) 台湾居住者等の国内事業所等（人的役務の提供を行う非居住者である台湾居住者等にあつては、その人的役務の提供に係る支店等）に帰せられる対象利子
- (2) 外国関連者^(注5)が支払を受ける対象利子のうち、独立企業間価格^(注6)を超える部分の金額に相当する部分

(注) 5 「外国関連者」とは、台湾居住者等で、支払をする者との間に租税特別措置法第 40 条の 3 の 3 第 2 項第 1 号イに規定する特殊の関係のある者をいいます（所得相互免除法 15⑦、所得相互免除法政令 14⑦）。

(注) 6 「独立企業間価格」とは、移転価格税制における独立企業間価格の算定方法に準じて算定される金額（租税特別措置法第 66 条の 4 第 2 項に規定する方法に準じて算定される金額）をいいます（所得相互免除法 15⑧）。

	所得税法	所得相互免除法
利 子	15 % (公社債等)	非課税 (台湾の権限のある機関等が受け取る利子)
	20 % (貸付金)	10 % (その他)

【使用料】

所得相互免除法では、台湾居住者等が支払を受ける「対象使用料」^(注1)で国内源泉所得^(注2)に該当するもののうち、台湾においてその法令に基づき台湾居住者等の所得として取り扱われるものに対する源泉徴収税率は、10%に軽減されました（所得相互免除法 15①）。

(注) 1 「対象使用料」とは、著作権、工業所有権、模型、図面若しくは秘密として管理されている生産方式若しくは製造工程その他これらに準ずるもの使用若しくは使用の権利の対価又は産業、商業若しくは学術に関する知識経験に基づく情報の対価をいいます（所得相互免除法 15②三）。

(注) 2 この場合における「国内源泉所得」には、下記【所得の源泉地の置換え】により「国内源泉所得とみなされる所得」が含まれ、また、「国内源泉所得に該当しないものとみなされる所得」は含まれないことに留意してください。

なお、対象使用料のうち、次に掲げるものについては、軽減措置の適用はありません（所得相互免除法 15②⑦）。

- (1) 台湾居住者等の国内事業所等（人的役務の提供を行う非居住者である台湾居住者等にあつては、その人的役務の提供に係る支店等）に帰せられる対象使用料
- (2) 外国関連者^(注3)が支払を受ける対象使用料のうち、独立企業間価格^(注3)を超える部分の金額に相当する部分

(注) 3 「外国関連者」及び「独立企業間価格」の意義については、上記【利子】(注) 5 及び(注) 6 を参照してください。

	所得税法	所得相互免除法
使 用 料	20 %	10 %

【適用手続等について】

台湾居住者等は、対象配当、対象利子又は対象使用料で国内源泉所得に該当するものについて所得相互免除法の軽減又は非課税の規定の適用を受けようとする場合には、租税条約の適用を受けようとする場合と同様に、一定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」を、平成 29 年 1 月 1 日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります（所得相互免除法規則 6 ①）。

【所得の源泉地の置換え】

「国内源泉所得とみなされる所得」

所得相互免除法では、次の所得については、所得税法第 161 条第 1 項各号に掲げる国内源泉所得とみなすこととされています^(注)（所得相互免除法 15③）。

- (1) 台湾居住者等が居住者又は内国法人から支払を受ける対象利子及び対象使用料（以下 2 において「対象利子等」といいます。）のうち国内源泉所得に該当しない所得で、その居住者又は内国法人の台湾にある国内事業所等に相当するもの（人的役務の提供を行う居住者にあつては、その居住者の人的役務の提供に係る支店等に相当するもの。以下 2 において「台湾事業所等」といいます。）を通じて行う事業に係るもの以外のもの
- (2) 台湾居住者等が非居住者又は外国法人から支払を受ける対象利子等のうち国内源泉所得に該当しない所得で、その非居住者又は外国法人の国内事業所等（人的役務の提供を行う非居住者にあつては、その非居住者の人的役務の提供に係る支店等）を通じて行う事業に係るもの

(注) 国内源泉所得とみなされる対象利子等については、上記【利子】又は【使用料】の軽減又は非課税措置の対象となります（軽減又は非課税の適用がない対象利子等に該当するものを除きます。）。

＜参考図＞国内源泉所得とみなされる所得（台湾居住者等が支払を受ける業務貸付金の利子^(注1)の場合）

利子の支払者	利子の支払者が業務を行う場所	利子を負担する事業所等 ^(注2)	所得源泉地	
			所得税法	所得相互免除法
居住者・内国法人	台湾・第三国	台湾事業所等以外 (日本・第三国の恒久的施設など)	該当しない所得に	国内源泉所得とみなす (上記(1))
		台湾事業所等		
非居住者・外国法人		国内事業所等	国内源泉所得とみなす (上記(2))	
		国内事業所等以外 (台湾・第三国の恒久的施設など)		

(注)1 業務貸付金について、所得税法では、国内において業務を行う者に対する貸付金でその業務に係るものの利子を国内源泉所得と規定しています(所得税法161⑩)。

(注)2 支払者の事業所等を通じて行う事業に係る利子とは、支払者のその事業所等について生じ、かつ、その事業所等が負担する利子をいいます。

＜国内源泉所得に該当しないものとみなされる所得＞

所得相互免除法では、次の所得については、国内源泉所得に該当しないものとみなすこととされています^(注1)(所得相互免除法15③)。

- (1) 台湾居住者等が居住者又は内国法人から支払を受ける対象利子等のうち国内源泉所得に該当する所得で、その居住者又は内国法人の台湾事業所等を通じて行う事業に係るもの
- (2) 台湾居住者等が他の台湾居住者等から支払を受ける対象利子等のうち国内源泉所得に該当する所得で、他の台湾居住者等の国内事業所等(人的役務の提供を行う台湾居住者等(非居住者に限ります。))にあっては、その台湾居住者等の人的役務の提供に係る支店等)を通じて行う事業に係るもの以外のもの
- (3) 台湾居住者等が第三国居住者等^(注2)から支払を受ける対象利子等のうち国内源泉所得に該当する所得で、その第三国居住者等の台湾にある国内事業所等に相当するもの(人的役務の提供を行う第三国居住者等(非居住者に限ります。))にあっては、その第三国居住者等の人的役務の提供に係る支店等に相当するもの。)を通じて行う事業に係るもの

(注)1 国内源泉所得に該当しないものとみなされる対象利子等については、源泉徴収の対象外となります(「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」の提出は要しません。)

(注)2 「第三国居住者等」とは、非居住者又は外国法人のうち台湾居住者等以外の者をいいます。

＜参考図＞国内源泉所得に該当しないものとみなされる所得（台湾居住者等が支払を受ける業務貸付金の利子^(注1)の場合）

利子の支払者	利子の支払者が業務を行う場所	利子を負担する事業所等 ^(注2)	所得源泉地	
			所得税法	所得相互免除法
居住者・内国法人	日本	台湾事業所等以外 (日本・第三国の恒久的施設など)	国内源泉所得	国内源泉所得に該当しないものとみなす(上記(1))
		台湾事業所等		
台湾居住者等		国内事業所等	国内源泉所得	国内源泉所得に該当しないものとみなす(上記(2))
		国内事業所等以外 (台湾・第三国の恒久的施設など)		
第三国居住者等	台湾事業所等以外 (日本・第三国の恒久的施設など)	国内源泉所得	国内源泉所得に該当しないものとみなす(上記(3))	
	台湾事業所等			

(注)1 業務貸付金について、所得税法では、国内において業務を行う者に対する貸付金でその業務に係るものの利子を国内源泉所得と規定しています(所得税法161⑩)。

(注)2 支払者の事業所等を通じて行う事業に係る利子とは、支払者のその事業所等について生じ、かつ、その事業所等が負担する利子をいいます。

3 発行時に源泉徴収の対象となる割引債の償還差益について、源泉所得税を還付することとされました。

【日台取決め：第 11 条（利子）関連】

【概要】

所得相互免除法では、租税特別措置法第 41 条の 12 第 7 項に規定する割引債の発行者は、台湾居住者等に対しその割引債の償還差益（割引債の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその発行価額を超える場合におけるその差益をいい、台湾においてその法令に基づき台湾居住者等の所得として取り扱われる部分に限ります。）の支払をする場合には、その支払を受ける者に対し、その割引債の発行時に源泉徴収をされた所得税でその償還差益に対する所得税としてその償還時に徴収される所得税とみなされたものの額（繰上償還又は期限前の買入消却により還付した額を除きます。）に相当する金額の全部又は一部を還付することとされました（所得相互免除法 18①）。

なお、次に掲げる償還差益に対する所得税は、還付の対象となりません（所得相互免除法 18③④）。

- (1) 台湾居住者等の国内事業所等（人的役務の提供を行う非居住者である台湾居住者等にあつては、その人的役務の提供に係る支店等）に帰せられる償還差益
- (2) 外国関連者^(注)が支払を受ける償還差益のうち、独立企業間価格^(注)を超える部分

(注) 「外国関連者」及び「独立企業間価格」の意義については、上記 2【利子】(注) 5 及び(注) 6 を参照してください。

【還付する源泉所得税の額】

割引債の償還差益について還付する源泉所得税の額は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされています^(注)（所得相互免除法政令 17①、所得相互免除法政令 17④において準用する租税条約等実施特例政令 3④～⑥）。

- (1) 所得相互免除法第 15 条第 1 項の規定により、割引債の償還差益について源泉徴収税率が 10 %に軽減される台湾居住者等に対して還付する場合
…… 償還差益に対する源泉所得税の額に台湾居住者等の割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額から期間対応差益（割引債の償還差益に台湾居住者等の割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額をいいます。）に 10%の税率を乗じて計算した金額を控除した残額に相当する金額

《算式》

$$\text{還付額} = \frac{\text{割引債の償還差益に対する源泉所得税の額}}{\text{台湾居住者等の割引債に係る所有期間割合}(\ast 1)} - \text{期間対応差益}(\ast 2) \times 10\%$$

$$\ast 1 \quad \text{所有期間割合} = \frac{\text{台湾居住者等が割引債を所有していた期間の月数}}{\text{割引債の発行日から償還日までの期間の月数}}$$

$$\ast 2 \quad \text{期間対応差益} = \text{割引債の償還差益} \times \text{台湾居住者等の割引債に係る所有期間割合}(\ast 1)$$

- (2) 所得相互免除法第 15 条第 2 項の規定により、割引債の償還差益に対する源泉所得税が非課税とされる台湾居住者等に対して還付する場合
…… 償還差益に対する源泉所得税の額に台湾居住者等の割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した金額に相当する金額

《算式》

$$\text{還付額} = \frac{\text{割引債の償還差益に対する源泉所得税の額}}{\text{台湾居住者等の割引債に係る所有期間割合}(\ast 1)}$$

(注) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に発行された割引債の償還差益については、上記の源泉所得税の還付と併せて、その割引債の発行時に源泉徴収をされた復興特別所得税の額に台湾居住者等の割引債に係る所有期間割合を乗じて計算した額に相当する額の復興特別所得税を還付することとされています（復興財確法 33①、復興特別所得税政令 13①）。

【適用手続等について】

台湾居住者等は、割引債の償還差益について上記の源泉所得税の還付を受けようとする場合には、租税条約の規定に基づく還付請求手続と同様、その償還を受ける日の前日までに、一定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書」に一定の書類を添付して、これを、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります（所得相互免除法規則7①）。

4 事業から生ずる所得のうち一定のものについて、源泉所得税が非課税とされました。

【日台取決め：第7条（事業利得）関連】

【概要】

所得相互免除法では、台湾居住者等が支払を受ける事業から生ずる一定の所得でその台湾居住者等の国内事業所等に帰せられないもののうち、台湾においてその法令に基づき台湾居住者等の所得として取り扱われるものについて、源泉所得税が非課税とされました（所得相互免除法7①）。

【非課税の対象となる所得】

台湾居住者等が支払を受ける事業から生ずる所得で次に掲げるものについては、源泉所得税が非課税とされました（所得相互免除法7①）。

ただし、次に掲げる所得であっても、下記【非課税の対象から除かれる所得】に掲げる所得に該当するものは非課税となりませんので、ご注意ください。

(1) 恒久的施設帰属所得のうち一定のもの

所得税法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得（恒久的施設帰属所得）のうち、国内事業所等に該当しない恒久的施設^(注)に帰せられるべきもの（人的役務の提供に対する報酬を除きます。）

(注) 「国内事業所等に該当しない恒久的施設」とは、所得税法第2条第1項第8号の4又は法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設のうち、国内事業所等に該当するもの以外のものをいいます（所得相互免除法2六、七、7①一）。この「国内事業所等に該当しない恒久的施設」に該当するものの例については、上記1<参考図>の(注)を参照してください。

(2) 人的役務の提供事業の対価のうち一定のもの

所得税法第161条第1項第6号に掲げる国内源泉所得（人的役務の提供事業の対価）のうち、国内において次に掲げる人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う台湾居住者等が支払を受けるその人的役務の提供に係る対価（所得税法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得に該当するもの及び国内事業所等に帰せられるものを除きます。）

① 弁護士、公認会計士、建築士その他の自由職業者の役務の提供を主たる内容とする事業

② 科学技術、経営管理その他の分野に関する専門的知識又は特別の技能を有する者のその知識又は技能を活用して行う役務の提供を主たる内容とする事業（機械設備の販売その他事業を行う者の主たる業務に付随して行われる場合におけるその事業等、一定の事業を除きます。）

(3) 船舶等の貸付けによる対価のうち一定のもの

所得税法第161条第1項第7号に掲げる国内源泉所得（不動産の賃貸料等）のうち、船舶又は航空機（以下「船舶等」といいます。）の貸付けによる対価（所得税法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得に該当するもの及び国内事業所等に帰せられるものを除きます。）

(4) その他国内源泉所得のうち一定のもの

所得税法第161条第1項第8号（利子等）、第9号（配当等）、第10号（貸付金の利子）、第11号（使用料等）、第13号（事業の広告宣伝のための賞金）、第14号（生命保険契約に基づく年金等）、第15号（定期積金の給付補填金等）及び第16号（匿名組合契約等に基づく利益の分配）に掲げる国内源泉所得（所得税法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得に該当するもの及び国内事業所等に帰せられるものを除きます。また、同項第11号（使用料等）に掲げる国内源泉所得については、譲渡による対価に係る部分を除きます。）

【非課税の対象から除かれる所得】

次に掲げる所得は、非課税の対象となる事業から生ずる所得から除外することとされました（所得相互免除法7①柱書、所得相互免除法施行令7①）。

(1) 他の所得税等の非課税等に関する規定の適用があるもの

日台取決め第7条7（事業利得）には、配当や利子など、他の条で別個に取り扱われる種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、他の条の規定を優先的に適用することが規定されています。

この日台取決めの取扱いを踏まえ、所得相互免除法では、非課税の対象となる「事業から生ずる所得」から、所得相互免除法の他の所得税等の非課税等に関する規定の適用があるものを除外することとされました。

(2) 国内にある不動産から生ずる所得（国内において行う農業又は林業から生ずる所得を含みます。）

「国内にある不動産」には、次に掲げる資産を含みます。

① 国内にある不動産の上に存する権利

② ①に掲げるもののほか、不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある資産で国内にあるもの

③ ①及び②に掲げるもののほか、国内にある鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取する権利の対価を受ける権利

④ 農業又は林業の用に供される家畜類又は設備で国内にあるもの

(3) 外国関連者^(注1)が支払を受ける対象利子及び対象使用料並びに発行時に源泉徴収の対象となる割引債の償還差益のうち、独立企業間価格^(注1)を超える部分の金額に相当する部分

(4) 次に掲げる資産の譲渡により生ずる所得

① 国内にある不動産（上記(2)①から④までに掲げる資産を含みます。）

② 台湾居住者等の国内事業所等（人的役務の提供を行う非居住者である台湾居住者等にあつては、その人的役務の提供に係る支店等）に帰せられる資産（不動産^(注2)並びに国際運輸業^(注3)を営む台湾居住者等のその国際運輸業に係る船舶等及びその船舶等の運航に係る資産を除き、その台湾居住者等の国内事業所等（人的役務の提供を行う非居住者である台湾居住者等にあつては、その人的役務の提供に係る支店等）を含みます。）

③ その有する資産の価額の総額のうち次に掲げる資産の価額の合計額の占める割合が50%以上である法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）の株式（出資及び投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含みます。）

(a) 国内にある不動産（上記(2)①から④までに掲げる資産を含みます。(b)から(d)までにおいて同じです。)

(b) その有する資産の価額の総額のうち国内にある不動産の価額の合計額の占める割合が50%以上である法人の株式

(c) (b)又は(d)に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうち国内にある不動産及び(b)から(d)までに掲げる株式の価額の合計額の占める割合が50%以上であるものに限ります。）の株式（(b)に掲げる株式に該当するものを除きます。）

(d) (c)に掲げる株式を有する法人（その有する資産の価額の総額のうち国内にある不動産及び(b)から(d)までに掲げる株式の価額の合計額の占める割合が50%以上であるものに限ります。）の株式（(b)及び(c)に掲げる株式に該当するものを除きます。）

(5) 台湾居住者等（非居住者に限ります。）の次に掲げる人的役務の提供に対する報酬

① 支店等を有する場合……人的役務の提供に対する報酬のうち支店等に帰せられるもの

② 判定期間^(注4)のうち一の12月の期間において日本国内における滞在期間が183日以上である場合……人的役務の提供に対する報酬のうち国内において行う人的役務の提供に基因するもの

(6) 人的役務の提供に対する報酬のうち、国内において行う映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供（(7)において「芸能人等の役務提供」といいます。）に基因するもの

(7) 国内において芸能人等の役務提供を内容とする事業を行う台湾居住者等が受ける芸能人等の役務提供に係る対価

- (注) 1 「外国関連者」及び「独立企業間価格」の意義については、上記2【利子】(注) 5及び(注) 6を参照してください。
- (注) 2 「不動産」には、①不動産の上に存する権利、②不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある資産、③鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取する権利の対価を受ける権利及び④農業又は林業の用に供される家畜類又は設備を含みます。
- (注) 3 「国際運輸業」とは、国際航路又は国際航空路における船舶等の運航の事業をいいます（所得相互免除法2九）。
- (注) 4 「判定期間」の意義については、下記6(1)【概要】(注) 1を参照してください。

【適用手続等について】

台湾居住者等が、事業から生ずる所得で上記【非課税の対象となる所得】に該当するもの（上記【非課税の対象から除かれる所得】に該当するものを除きます。）について、所得相互免除法の非課税の規定の適用を受けようとする場合には、租税条約の適用を受けようとする場合と同様に、一定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」を、平成29年1月1日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります（所得相互免除法規則3①）。

5 工業所有権、著作権等の譲渡により生ずる所得のうち一定のものについて、源泉所得税が非課税とされました。 【日台取決め：第13条（譲渡収益）関連】

【概要】

所得相互免除法では、台湾居住者等が支払を受ける資産の譲渡により生ずる所得で次に掲げるもののうち、台湾においてその法令に基づき台湾居住者等の所得として取り扱われるものについては、源泉所得税が非課税とされました（所得相互免除法19①三）。

- (1) 国内において業務を行う者から受ける工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの譲渡による対価で、その業務に係るもの
- (2) 国内において業務を行う者から受ける著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含みます。）の譲渡による対価で、その業務に係るもの

なお、これらの所得が所得税法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得（恒久的施設帰属所得）に該当する場合において、その所得の基因となる工業所有権、著作権等が台湾居住者等の国内事業所等（人的役務の提供を行う非居住者である台湾居住者等にあつては、その人的役務の提供に係る支店等）に帰せられる資産であるときは、非課税措置の適用はありません（所得相互免除法19①一、三、所得相互免除法政令18①③）。

【適用手続等について】

台湾居住者等が、資産の譲渡により生ずる所得で上記【概要】の(1)又は(2)に掲げるものについて、所得相互免除法の非課税の規定の適用を受けようとする場合には、租税条約の適用を受けようとする場合と同様に、一定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」を、平成29年1月1日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります（所得相互免除法規則8）。

6 人的役務の提供に対する報酬のうち一定のものについて、源泉所得税が非課税とされ、又は、源泉所得税を還付することとされました。 【日台取決め：第14条（独立の人的役務）関連】

所得相互免除法では、台湾居住者等（非居住者に限ります。以下6において同じです。）が支払を受ける人的役務の提供に対する報酬のうち一定のものについて、源泉所得税が非課税とされ、又は、源泉所得税を還付することとされました（所得相互免除法20、22）。

- (1) 一定の船舶等において台湾居住者等が行う人的役務の提供に対する報酬でその台湾居住者等の恒久的施設（支店等に該当するものを除きます。）に帰せられるものについて、その台湾居住者等の一定期間内における日本国内の滞在期間が183日以上である場合には、その報酬のうち国外において行う人的役務の提供に基因するものにつき、源泉所得税が非課税とされました。

【概要】

所得相互免除法では、居住者又は内国法人が運航する船舶等において台湾居住者等が行う人的役務の提供に対する報酬でその台湾居住者等の恒久的施設（支店等に該当するものを除きます。）に帰せられるものについて、その台湾居住者等の日本国内における滞在期間が、判定期間^(注1)のうち一の12月の期間において183日以上である場合には、その報酬のうちその台湾居住者等が国外において行う人的役務の提供に基因するものにつき、源泉所得税が非課税とされました（所得相互免除法20①二）。

(注)1 「判定期間」とは、支払の年の1月1日から12月31日までのいずれかの日において開始し、又は終了する12月の期間をいいます（所得相互免除法20①一）。

(注)2 居住者又は内国法人が運航する船舶等において台湾居住者等が行う人的役務の提供に対する報酬で、その台湾居住者等の恒久的施設（支店等に該当するものを除きます。）に帰せられるものについて、その台湾居住者等の日本国内における滞在期間が、判定期間の全てにおいて183日に満たない場合には、その報酬につき、所得税が非課税とされています（日本国内において行う芸能人等（映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家をいいます。）の役務の提供に基因するものを除きます。）が、この場合における報酬は、源泉徴収時において所得相互免除法の適用手続の対象外とされています（所得相互免除法20①一、所得相互免除法規則9①）。

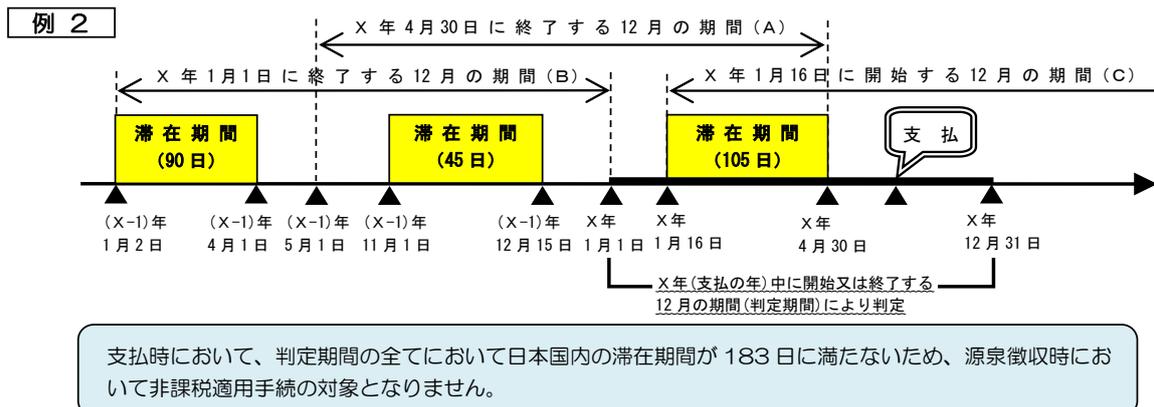
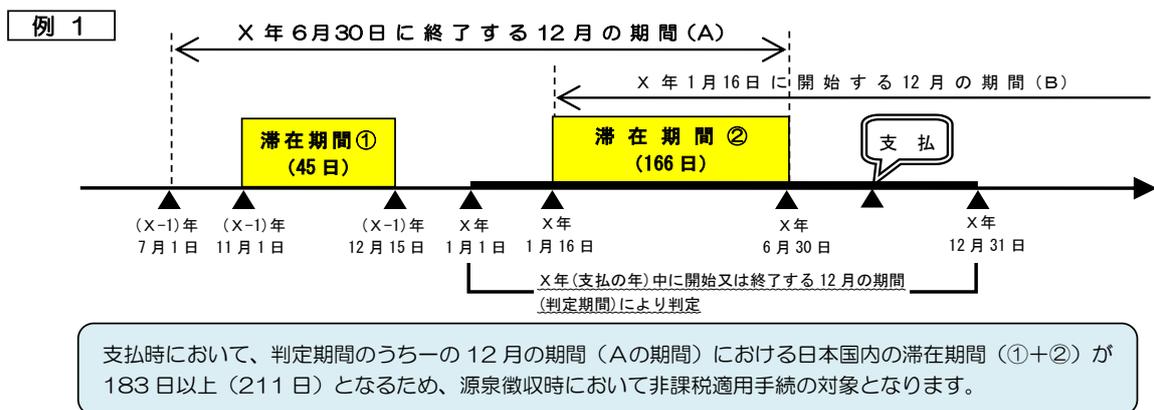
したがって、居住者又は内国法人が運航する船舶等において台湾居住者等が行う人的役務の提供に対する報酬でその台湾居住者等の恒久的施設（支店等に該当するものを除きます。）に帰せられるものについて、その台湾居住者等の日本国内における滞在期間が、判定期間の全てにおいて183日に満たない場合には、その報酬の全額につき、その支払時に源泉徴収を行う必要があります（その報酬の支払につき所得税法の源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合に限り）。

この場合における所得相互免除法の非課税の規定の適用手続については、下記(2)を参照してください。

【適用手続等について】

台湾居住者等が、人的役務の提供に対する報酬で上記の非課税措置の対象となるものについて、所得相互免除法の非課税の規定の適用を受けようとする場合には、租税条約の適用を受けようとする場合と同様に、一定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」を、平成29年1月1日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります（所得相互免除法規則9）。

<参考図>判定期間における日本国内の滞在期間（X年に支払を受ける場合の例）（イメージ）



(2) 台湾居住者等が行う人的役務の提供に対する報酬でその台湾居住者等の恒久的施設（支店等に該当するものを除きます。）に帰せられるものについては、所得相互免除法の非課税の規定の適用を受けるため、更正の請求をすることができることとされました。

【概要】

所得相互免除法では、台湾居住者等が行う人的役務の提供に対する報酬で所得税法第 161 条第 1 項第 1 号に掲げる国内源泉所得（恒久的施設帰属所得）に該当するもの（その台湾居住者等の支店等に該当する恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるべきものに限り、また、国内において行う芸能人等^(注1)の役務の提供に基因するものを除きます。）については、その台湾居住者等の日本国内における滞在期間が判定期間^(注2)の全てにおいて 183 日に満たない場合には、所得税が非課税とされました（所得相互免除法 20①一）。

また、上記の報酬について、台湾居住者等の日本国内における滞在期間が、判定期間のうち一の 12 月の期間において 183 日以上である場合には、その報酬のうち、その台湾居住者等が国外において行う人的役務の提供に基因するものにつき、所得税が非課税とされました（所得相互免除法 20①二）。

これらの非課税措置の対象となる報酬について所得税の確定申告書を提出した台湾居住者等は、その確定申告書に係る年分の人的役務の提供に対する報酬のうちこれらの非課税措置の対象となる報酬が含まれていることにより、その確定申告書に係る年分の所得税の額が過大となる場合など一定の場合に該当することとなる場合には、その台湾居住者等の日本国内における滞在期間が判定期間の全てにおいて 183 日に満たない場合に該当することとなった日又は判定期間のうち一の 12 月の期間において 183 日以上である場合に該当することとなった日から 4 月以内に、税務署長に対し更正の請求を行うことにより、所得相互免除法の非課税の規定の適用を受けることができることとされました（所得相互免除法 21①）。

(注) 1 「芸能人等」とは、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家をいいます（所得相互免除法 20①）。

(注) 2 「判定期間」の意義については、上記(1)【概要】(注) 1 を参照してください。

(3) 一定の船舶等において台湾居住者等が行う人的役務の提供に対する報酬でその台湾居住者等の恒久的施設（支店等に該当するものを除きます。）及び支店等に帰せられないものについては、その報酬のうち国外において行う人的役務の提供に基因するものにつき、源泉所得税が非課税とされました。

【概要】

所得相互免除法では、居住者又は内国法人が運航する船舶等において台湾居住者等が行う人的役務の提供に対する報酬でその台湾居住者等の恒久的施設（支店等に該当するものを除きます。）及び支店等に帰せられないものについては、その報酬のうちその台湾居住者等が国外において行う人的役務の提供に基因するものにつき、源泉所得税が非課税とされました（所得相互免除法 20③）。

【適用手続等について】

台湾居住者等が、人的役務の提供に対する報酬で上記の非課税措置の対象となるものについて、所得相互免除法の非課税の規定の適用を受けようとする場合には、租税条約の適用を受けようとする場合と同様に、一定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」を、平成 29 年 1 月 1 日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります（所得相互免除法規則 9）。

(4) 台湾居住者等が行う人的役務の提供に対する報酬でその台湾居住者等の恒久的施設（支店等に該当するものを除きます。）及び支店等に帰せられないものについて、その台湾居住者等の一定期間内における日本国内の滞在期間が 183 日に満たない場合には、その報酬のうち国内において行う人的役務の提供に基因するものにつき、源泉所得税の還付のための申告書を提出することができることとされました。

＜参考図＞源泉徴収に関する規定の適用を受ける人的役務の提供に対する報酬の課税関係（概要）

		人的役務の提供場所		
		国内	国外 ^(注1)	
一 国内源泉 払所得に該 当する 国内的人 的役務の 提供を 含む 一 に対する 報酬	支店等に帰属	20%源泉徴収の上、総合課税（所得税法）		
	恒久的施設 （支店等に該 当するものを 除く）に帰属	滞在期間 183 日 以上		非課税適用手続の上、源泉徴収不要 又は、更正の請求により所得税を還付 （所得相互免除法）⇒(1)(2)
		20%源泉徴収の上、総合課税 （所得税法）		
		滞在期間 183 日 未 満		⇒ 更正の請求により所得税を還付 ^(注2) （所得相互免除法）⇒(2)
		20%源泉徴収の上、総合課税（所得税法）		
	支店等及び 恒久的施設 （支店等に該 当するものを 除く）のい ずれにも帰 属しない	滞在期間 183 日 以上	非課税適用手続の上、源泉徴収不要 （所得相互免除法）⇒(3)	
20%源泉徴収（所得税法）				
滞在期間 183 日 未 満				
20%源泉徴収（所得税法） ⇒ 還付のための申告により所得税を還付 ^(注2) （所得相互免除法）⇒(4)				

(注) 1 居住者又は内国法人が運航する船舶等において行うものに限られます（所得税法 161①十二イ、212①②、所得税法施行令 285①二）。

(注) 2 国内において行う芸能人等の役務の提供に基因するものを除きます（所得相互免除法 20①、21①、22①）。

【概要】

所得相互免除法では、台湾居住者等が行う人的役務の提供に対する報酬^(注1)でその台湾居住者等の恒久的施設（支店等に該当するものを除きます）及び支店等に帰せられないもの（国内において行う芸能人等^(注2)の役務の提供に基因するものを除きます。）について所得税法の源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合において、その台湾居住者等の日本国内における滞在期間が、判定期間^(注3)の全てにおいて 183 日に満たないときは、その報酬のうち国内において行う人的役務の提供に基因するものにつき、源泉所得税の還付を受けるため、税務署長に対し、所定の事項を記載した申告書を提出することができることとされました（所得相互免除法 22①）。

(注) 1 居住者又は内国法人が運航する船舶等において台湾居住者等が行う人的役務の提供に対する報酬を含みます。

(注) 2 「芸能人等」の意義については、上記(2)【概要】(注) 1を参照してください。

(注) 3 「判定期間」の意義については、上記(1)【概要】(注) 1を参照してください。

【留意事項】

上記(4)の非課税措置の対象となる報酬については、支払時において所得相互免除法の非課税の規定の適用はありません。したがって、台湾居住者等が支払を受ける上記(4)の非課税措置の対象となる報酬については、その支払時に源泉徴収を行う必要があります^(注)。

(注) その報酬の支払につき所得税法の源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合に限りです。

7 給与等のうち一定のものについて、源泉所得税が非課税とされ、又は、源泉所得税を還付することとされました。 【日台取決め：第 15 条（給与所得）関連】

所得相互免除法では、台湾居住者等（非居住者に限りです。以下7において同じです。）が支払を受ける給与等のうち一定のものについて、源泉所得税が非課税とされ、又は、源泉所得税を還付することとされました（所得相互免除法 23、25）。

(1) 台湾居住者等が日本の居住者であった期間中に国外において行った勤務に基因する退職手当等のうち一定のものについて、源泉所得税が非課税とされました。

【概要】

所得相互免除法では、台湾居住者等が支払を受ける退職手当等で台湾居住者が日本の居住者であった期間に行った勤務に基因するものうち、国外において行った勤務に基因するものについては、源泉所得税が非課税とされました（所得相互免除法 23③）。

なお、次に掲げる所得は、非課税の対象となる退職手当等の範囲から除外することとされています。

- ① 居住者又は内国法人が営む国際運輸業^(注)の用に供される船舶等において行う勤務に基因する退職手当等
- ② 内国法人の役員として行う勤務に基因する退職手当等

(注) 「国際運輸業」の意義については、上記4【非課税の対象から除かれる所得】(注)3を参照してください。

【適用手続等について】

台湾居住者等が、上記の非課税措置の対象となる退職手当等のうち、所得税法の源泉徴収に関する規定の適用があるもの^(注)について所得相互免除法の非課税の規定の適用を受けようとする場合には、租税条約の適用を受けようとする場合と同様に、一定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」を、平成 29 年 1 月 1 日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります（所得相互免除法規則 11）。

(注) 「所得税法の源泉徴収に関する規定の適用があるもの」とは、その支払が国内において行われるもの（みなし国内払を含みます。）をいいます（所得税法 212①②）。

(2) 短期滞在者が支払を受ける給与のうち一定のものについて、源泉所得税の還付のための申告書を提出することができることとされました。

【概要】

所得相互免除法では、台湾居住者等が支払を受ける給与（居住者又は内国法人が営む国際運輸業^(注1)の用に供される船舶等（国内においてのみ運航する船舶等を含みます。）において行う勤務に基因するもの、内国法人の役員として行う勤務に基因するもの及び芸能人等^(注2)として国内において行う勤務に基因するものを除きます。）について所得税法の源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合において、その台湾居住者等の日本国内における滞在期間が判定期間^(注3)の全てにおいて 183 日を超えないときは、その給与について源泉所得税の還付を受けるため、税務署長に対し、所定の事項を記載した申告書を提出することができることとされました（所得相互免除法 25 において準用する所得相互免除法 22①）。

なお、還付のための申告の対象となる給与は、次の(1)及び(2)の要件を満たすものに限られます（所得相互免除法 23①）。

- ① 非居住者又は外国法人から支払われるものであること。
- ② 非居住者又は外国法人の国内事業所等（支払者が人的役務の提供を行う個人である場合には、支店等）を通じて行う事業に係るものでないこと。

(注) 1 「国際運輸業」の意義については、上記4【非課税の対象から除かれる所得】(注)3を参照してください。

(注) 2 「芸能人等」の意義については、上記6(2)【概要】(注)1を参照してください。

(注) 3 「判定期間」の意義については、上記6(1)【概要】(注)1を参照してください。

【留意事項】

上記(2)の非課税措置の対象となる給与については、支払時において所得相互免除法の非課税の規定の適用はありません。したがって、台湾居住者等が支払を受ける上記(2)の非課税措置の対象となる給与については、その支払時に源泉徴収を行う必要があります^(注)。

(注) その報酬の支払につき所得税法の源泉徴収に関する規定の適用を受ける場合に限りです。

8 学生等又は事業修習者が支払を受ける給付のうち一定のものについて、源泉所得税が非課税とされました。 **【日台取決め：第20条（学生）関連】**

【概要】

学生等又は事業修習者が支払を受ける給付のうち一定のものについては、源泉所得税が非課税とされました（所得相互免除法 28①）。

【非課税の対象となる者】

非課税の対象となる学生等又は事業修習者とは、専ら教育又は訓練のために日本国内に滞在する非居住者である台湾居住者等又は専ら教育又は訓練のために日本国内に滞在する直前に台湾居住者等であった居住者で、次に掲げる者です。

- (1) 学生等（学生、生徒又は児童をいいます。）
- (2) 事業修習者（事業、職業又は技術に関する基礎的な知識又は技能の習得のための教育又は訓練を受ける者をいいます。）

【非課税の対象となる所得】

非課税の対象となる給付は次に掲げるとおりです（非居住者である台湾居住者等にあつては、国内源泉所得に該当するものに限ります。）。

- (1) 学生等 ……生計、教育又は訓練のための国外からの給付
- (2) 事業修習者……生計、教育又は訓練のための国外からの給付のうち、日本国内において最初に教育又は訓練を受ける日から起算して2年を経過する日までの間に支払を受けるもの

【適用手続等について】

台湾居住者等である非居住者又は日本国内に滞在する直前に台湾居住者等であった居住者である学生等又は事業修習者が、それぞれ上記【非課税の対象となる所得】の(1)又は(2)に掲げる給付のうち、所得税法の源泉徴収に関する規定の適用があるもの^(注)について所得相互免除法の非課税の規定の適用を受けようとする場合には、租税条約の適用を受けようとする場合と同様に、一定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」に、学生等にあつてはその者が在学する学校の発行する在学証明書を、事業修習者にあつてはその者が訓練を受ける施設又は事業所の発行するその者が事業修習者であることを証明する書類を添付して、これを、平成 29 年 1 月 1 日以後最初にその支払を受ける日の前日までに、源泉徴収義務者を經由して所轄税務署長に提出する必要があります（所得相互免除法規則 13）。

(注) 「所得税法の源泉徴収に関する規定の適用があるもの」とは、その支払が国内において行われるもの（みなし国内払を含みます。）をいいます。

9 所得相互免除法の規定に基づく源泉所得税の軽減又は非課税の対象となる国内源泉所得で、支払時において所得相互免除法の規定の適用を受けなかったものについては、源泉徴収義務者が源泉所得税の還付請求をすることとなります。

【概要】

所得相互免除法の規定に基づく源泉所得税の軽減又は非課税の対象となる国内源泉所得について、源泉徴収義務者が、その支払時において所得相互免除法の規定を適用しないで源泉徴収をし、これを納付した場合には、源泉徴収義務者は、一定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書」を所轄税務署長に提出することにより、その納付した源泉徴収税額と所得相互免除法の規定を適用した後の税額との差額の還付を受けることができます。

【適用手続等について】

源泉徴収義務者は、上記の源泉所得税の還付を受けようとするときは、一定の事項を記載した「外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書」を、所轄税務署長に提出する必要があります。

この「外国居住者等所得相互免除法に関する源泉徴収税額の還付請求書」には、所得相互免除法の規定に基づく源泉所得税の軽減又は非課税の対象となる国内源泉所得について所得相互免除法の規定の適用を受け

ようとする場合に提出することとされている「外国居住者等所得相互免除法に関する届出書」及びその還付を受けるべき金額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。

10 所得相互免除法は、源泉所得税に関するものについては、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものについて適用することとされました。

上記 1 から 9 までの改正は、平成 29 年 1 月 1 日に施行することとされ、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべきものについて適用することとされました（所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則 1 五ロ、56、所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 28 年政令第 254 号））。

源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。



この社会あなたの税がいきている